

# 和歌山工業高等専門学校公式ソーシャルネットワーキングサービス運用要項

令和5年10月 1日 制定  
令和7年11月11日 改正

## (目的)

第1条 この要項は、民間企業が提供するソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を利用し、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、本校における教育研究活動及びそれに関する情報等を校内外に発信するために開設する公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

## (SNSの定義)

第2条 この要項におけるSNSとは、フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラム等、インターネット上のサービスを利用して、校内外に対して情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

## (公式SNSの定義)

第3条 本校の公式SNSとは、別紙様式1により広報委員会委員長（以下「委員長」という。）に申請し、広報委員会で審議のうえ、運営委員会で認められたものをいう。

## (運用の方法等)

第4条 公式SNSの適切な管理及び運用を行うため、委員長が本校教職員から指名する公式SNSの管理者（以下「管理者」という。）を置くものとする。ただし、委員長が管理者を兼ねることを妨げない。

- 2 管理者は、委員長及び情報セキュリティ責任者の権限の委譲を受け、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 公式SNSの管理に関すること
  - 二 公式SNS上で発言する情報の内容に関する指導・助言に関すること
  - 三 公式SNS全体の構成及び調整に関すること
  - 四 サービス毎の運用責任者及び運用者の指名に関すること
  - 五 その他公式SNSに関すること
- 3 管理者の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 公式SNSの運用にあたり、サービス毎に管理者が本校教職員から指名する運用責任者及び運用者で構成する公式SNS運用室を置くものとする。
- 5 委員長は、別紙様式1に基づき広報委員会において審議を行い、管理者、公式SNS運用室及び情報管理室に対して管理アカウントの使用を許可する。管理アカウントは、他に漏らしてはならない。
- 6 運用責任者及び運用者は、サービスに関する技術的な知見を有し、サービスを利用する際に考慮すべきリスクを十分理解して運用しなければならない。
- 7 運用者は、許可されたサービスを通じて、お知らせ、イベント等に関する情報を必要に応じて投稿するものとする。
- 8 公式SNSにおける投稿の内容は、運用責任者が、内容の適切性、正確性を確認するものとする。

9 運用責任者は、外部からの改変等情報セキュリティ上の問題が発生したときは、直ちに管理者及び情報セキュリティ責任者に報告のうえ、情報管理室の協力のもと、適切かつ迅速に対応しなければならない。

10 管理者は、運用責任者及び運用者を変更しようとする場合、又は公式SNSを廃止する場合は、別紙様式2により、委員長に届け出なければならない。

11 公式SNSの具体的な運用方法等は、別に定める。

(運用にあたっての基本原則)

第5条 公式SNSの運用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 運用者は、発信する情報の正確性及び内容について誤解のないよう十分留意し、運用責任者の確認を経てから発信すること。

二 本校の広報等以外の一般的な連絡や交流の手段としては利用しないこと。

三 一度インターネット上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておくこと。

四 誠実な運用を心がけ、発信した情報に責任を持つこと。

五 同一アカウントで投稿する写真や動画の傾向、文章表現等はできるだけ統一すること。

六 批判や攻撃を受けた場合は、管理者と連携し冷静に対応すること。

2 公式SNSには、次の各号に掲げる項目を明示しなければならない。

一 当該公式SNSの目的。

二 質問等には回答しないこと。

三 第三者が引用したことによって発生したトラブルや損害賠償等について、本校は何ら責任を負わないこと。

四 配信内容は、予告なく変更・削除する可能性があること。

五 その他本校が指定するもの。

3 次の各号のいずれかに該当する情報の投稿及び利用は、禁止する。

一 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの。

二 人権を侵害するもの。

三 個人又は団体を誹謗中傷するもの。

四 政治、宗教活動を目的とするもの。

五 知的財産権を侵害するもの。

六 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの。

七 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの。

八 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするもの。

九 個人情報収集時に明らかにした目的以外で使用するもの。

十 公序良俗及び社会倫理に反するもの。

十一 その他本校が運営上不適当であると判断するもの。

4 管理者は、公式SNSに掲載されている内容に、前項に掲げる事項が確認された場合、又は委員長からの要請があるときは、運用責任者に連絡し、その内容の更新又は削除を指示することができる。

5 委員長は、公式SNSの更新、停止若しくは廃止を定期的に検討し、停止若しくは廃止する場合は、運営委員会に諮らなければならない。

(その他)

第6条 この要項の記載事項を変更する場合は、広報委員会の議を経た上で、運営委員会に諮るものとする。

2 この要項のほか、本校公式SNSの利用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年11月11日から施行する。

(別紙様式1)

広報委員長

和歌山工業高等専門学校公式SNSアカウント登録申請書

年 月 日

広報委員会委員長 殿

申請者

所属・役職

氏 名

和歌山工業高等専門学校公式SNSアカウント登録について、下記のとおり申請します。  
また、運用に関しては「和歌山工業高等専門学校公式ソーシャルネットワーキングサービス運用要項」第5条を遵守します。

記

1. 利用目的等

利用目的：

公式SNS名称：

利用SNS名：

アカウント名：

運用開始予定日：

パスワード：

※ アカウント名については、希望するアカウント名を記入してください。

2. 管理者、運用責任者及び運用者

(管理者) 所属・役職： 氏 名：

(運用責任者) 所属・役職： 氏 名：

(運用者1) 所属・役職： 氏 名：

(運用者2) 所属・役職： 氏 名：

(運用者3) 所属・役職： 氏 名：

(運用者4) 所属・役職： 氏 名：

3. 特記事項

(別紙様式2)

広報委員長

和歌山工業高等専門学校公式SNSアカウントに関する変更・廃止届

年 月 日

広報委員会委員長 殿

申請者（管理者）

所属・役職

氏 名

和歌山工業高等専門学校公式SNSアカウントの運用にあたり、下記のとおり届け出ます。

記

1. 公式SNS名称

2. 届出の種別

- 運用責任者の変更
- 運用者の変更
- 廃止
- その他 ( )

2. 運用責任者及び運用者（変更後）

運用責任者

所属・役職

氏 名

運用者1

運用者2

所属・役職

所属・役職

氏 名

氏 名

運用者3

運用者4

所属・役職

所属・役職

氏 名

氏 名

3. 特記事項